

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般
東 部 各 局

各 セ ン タ ー 等

各 総 合 県 民 局

徳島県労働委員会事務局

徳島県収用委員会事務局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員の表彰に関する規程の一部改正)

第一条 職員の表彰に関する規程(昭和二十七年徳島県訓令第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「徳島県総合県民局長又は」を削り、「県民局長等」を「知事戦略局長」に改める。

第五条及び第六条中「県民局長等」を「知事戦略局長」に改める。

(職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程の一部改正)

第二条 職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程(昭和二十七年徳島県訓令第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「徳島県東部県土整備局」を「徳島県徳島県土整備事務所又は徳島県吉野川県土整備事務所」に改める。

(徳島県公印規程の一部改正)

第三条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、農林水産部次世代農業担当部長、県土整備部県土強靱化担当部長及び知事直轄組織知事戦略局交流拠点整備担当部長」に、「本部長印及び本部印、東部県税局、東部保健福祉局、東部農林水産局及び東部県土整備局(以下「東部各局」という。)の長の印並びに東部各局の長の職務代行者印並びに東部各局の印、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。)の長の印及びセンター等の長の職務代行者印並びにセンター等の印、総合県民局長印及び総合県民局長職務代行者印並びに総合県民局印」を「出先機関の長の印及び出先機関の長の職務代行者印並びに出先機関の印」に改める。

第三条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる出先機関には、当該出先機関専用の知事印、県印又は知事職務代理者印(以下「専用公印」という。)を置く。

一 徳島県税局(以下「県税局」という。)

- 二 徳島県地域連携事務所
 - 三 徳島県南部環境保全室
 - 四 徳島県西部環境保全室
 - 五 徳島県こども女性相談センター
 - 六 徳島県精神保健福祉センター
 - 七 徳島県障がい者相談支援センター
 - 八 徳島県保健所
 - 九 徳島県福祉事務所
 - 十 徳島県東京本部
 - 十一 徳島県東海本部
 - 十二 徳島県関西本部
 - 十三 徳島県立工業技術センター
 - 十四 徳島県職業能力開発校
 - 十五 徳島県農林事務所
 - 十六 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター
 - 十七 徳島県県土整備事務所
- 第三条第四項中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。
- 第四条第二項中「東部県税局」を「県税局」に改め、同条第三項を削る。
- 第六条第三項中「第十三条」を「(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十一条」に改め、同条第四項中「本部長印及び本部印、東部各局の長の印及び東部各局の印、センター等の長の印及びセンター等の印、総合県民局長印及び総合県民局印」を「出先機関の長の印及び出先機関の印」に、「本部長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に、「東部県税局の長の印及び同条第三項の総合県民局」を「県税局」に改め、同条第五項中「消防保安課長」を「危機管理部消防保安課長」に改め、同条第六項中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。

第十条中「、専用公印（県印四号（契印）」を「及び専用公印（県印二号（契印）」に改め、「、総合県民局長印及び総合県民局印」を削る。

第十五条を次のように改める。

（会計管理者事務代理人印等に係る特例）

第十五条 会計管理者事務代理人印等及び出先機関の長の職務代行者印は、その印章を作成せず、会計管理者事務代理人印等にあつては会計管理者印、出先機関の長の職務代行者印にあつては出先機関の長の印をもつてこれらに代えるものとする。

附則第四項を次のように改める。

4 第二条に規定する公印のほか、当分の間、県税局の支所及び出張所（以下「支所等」という。）にそれぞれ支所等専用の公印として知事印、県印、知事職務代理人印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県阿南農林事務所那賀支所に同支所専用の公印として知事印、県印、知事職務代理人印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県徳島県土整備事務所鳴門支所に同支所専用の公印として知事印、県印、知

事職務代理者印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県阿南県土整備事務所那賀支所に同支所専用の公印として知事印、県印、知事職務代理者印、出先機関の長の印及び出先機関の印を、徳島県立農林水産総合技術支援センターのセンター内課等（農業支援センターを除く。以下同じ。）にそれぞれセンター内課等専用の公印として出先機関の長の印を、徳島県食肉衛生検査所西部支所に同支所専用の公印として出先機関の長の印を、徳島県発達障がい者総合支援センター美馬庁舎及び徳島県西部家畜保健衛生所東みよし庁舎にそれぞれ庁舎専用の公印として出先機関の長の印を置くことができるものとし、これらの公印の形状、寸法及び字体並びに新調、改刻及び廃棄並びに取扱いについては、専用公印又は出先機関の長の印に関する規定に準ずるものとする。

別表を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

その1 一般公印

種 別	形 状	寸 法
知事印1号	徳島県知事印	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
知事印2号	徳島県知事印	縦18ミリメートル 横18ミリメートル
知事印3号	徳島県知事印	縦10ミリメートル 横10ミリメートル
知事職務代理者印1号	徳島県知事職務代理者印	縦30ミリメートル 横30ミリメートル

知事職務代理人印2号	徳島県 知事職務 代理人印	縦18ミリメートル 横18ミリメートル
知事職務代理人印3号	徳島県 知事職務 代理人印	縦10ミリメートル 横10ミリメートル
副知事印	徳島県 副知事 之印	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
会計管理者印	徳島県 会計管理 者之印	縦23ミリメートル 横23ミリメートル
部長印	徳島県 × × 部 × × 部 長之印	縦23ミリメートル 横23ミリメートル
担当部長印	徳島県 × × 部(局) × × 担当部 長之印	縦23ミリメートル 横23ミリメートル
知事直轄組織知事戦略 局長印	徳島県 知事直轄組織 知事戦略局	縦23ミリメートル 横23ミリメートル

	県印		
県印 2号	徳島県	縦 45ミリメートル 横 45ミリメートル	
県印 3号	徳島県	縦 18ミリメートル 横 18ミリメートル	
県印 4号 (契印) 及び 県印 5号 (契印)	徳島県	縦 30ミリメートル 横 18ミリメートル	
部印	徳島県 × × 部	縦 45ミリメートル 横 45ミリメートル	
知事直轄組織知事戦略 局印	徳島県 知事直轄組織 知事戦略局	縦 45ミリメートル 横 45ミリメートル	
出納局印	徳島県 出納局	縦 45ミリメートル 横 45ミリメートル	

課印	徳島県 × × × × × ×	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
出先機関の印	徳島県 × × × × × × × × ×	縦30ミリメートル 横30ミリメートル

その2 特殊公印

種別	形状	寸法
知事印	徳島県知事之印	縦4ミリメートル 横20ミリメートル
知事職務代理者印	徳島県知事 職務代理者印	縦4ミリメートル 横20ミリメートル

その3 専用公印

種別	形状	寸法
知事印1号	徳島県知事印 之 ○○○専用	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
知事印2号	徳島県知事	縦15ミリメートル 横15ミリメートル

	之印 ○○○専用	
知事職務代理者印	徳島県 知事職務 代理者印 ○○○専用	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
県印1号	徳島 県 ○○○専用	縦18ミリメートル 横18ミリメートル
県印2号(契印)	<input type="radio"/> 徳島 <input type="radio"/> 〇〇〇専用 <input type="radio"/> 〇〇〇専用	縦30ミリメートル 横18ミリメートル

その4 焼印

種別	形状	寸法
知事印	徳島県 知事之 印	縦30ミリメートル 横30ミリメートル
県印	徳島 県	縦45ミリメートル 横45ミリメートル

その5 電子計算組織用

--	--	--

種 別	形 状	寸 法
県税局の長の印1号	徳 島 県 税 局 之 印 税務事務専用	縦20ミリメートル 横20ミリメートル
県税局の長の印2号	徳 島 県 税 局 之 印 税務事務専用	縦15ミリメートル 横15ミリメートル

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第四条 加賀須野橋可動橋操作要領（昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長」に、「県土整備部プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改め、同条第二項中「県土整備部プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改める。

第九条中「県土整備部プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改める。

(徳島県水産業改良普及事業実施要領の一部改正)

第五条 徳島県水産業改良普及事業実施要領（昭和三十五年徳島県訓令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は徳島県南部総合県民局農林水産部」を削る。

(徳島県統計調査調整規程の一部改正)

第六条 徳島県統計調査調整規程（昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、農林水産部次世代農業担当部長及び県土整備部県土強靱化担当部長」に、「企画総務部管財課、市町村課、地域連携課」を「企画総務部政策企画課（広域行政室に限る。）」、市町村課」に改める。

(徳島県職員服務規程の一部改正)

第七条 徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「部等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第一号に規定する部等をいう。以下同じ。）」、東部各局、センター等（同条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）及び総合県民局」を「本庁及び出先機関

「に、「センター等、東部各局又は総合県民局」を「出先機関」に改め、同条第二項中「東部各局又はセンター等」を「出先機関」に改め、同条第三項中「東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十条中「部等」を「本庁」に、「東部各局に」を「出先機関に」に、「東部各局長、センター等にあつては当該センター等」及び「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に、「総合県民局にあつては総合県民局長（以下）を」（以下これらを）に改める。

第二十一条第二項及び第二十二条第一項第一号中「東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。

第三十四条第三項中「部等、東部各局、センター等」を「本庁の内部組織」に、「総合県民局」を「出先機関」に改める。

（職員の人事取扱規程及び職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第八条 次に掲げる訓令の規定中「ツヅカ、ツヅカ、センター及びセンター」を「出先機関」に改める。

一 職員の人事取扱規程（昭和四十二年徳島県訓令第五百十号）別表

二 職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令（令和五年徳島県訓令第一号）附則第二項の表

（徳島県営林経営規程の一部改正）

第九条 徳島県営林経営規程（昭和四十六年徳島県訓令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改める。

第二十三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に、「総合県民局長等」を「農林事務所長」に改める。

第二十六条、第二十九条及び第三十一条中「総合県民局長等」を「農林事務所長」に改める。

（徳島県国有車両整備管理実施規程の一部改正）

第十条 徳島県国有車両整備管理実施規程（昭和四十七年徳島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ、第五条及び第六条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

第十一条 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）並びに総合県民局」を「並びに出先機関」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第十二条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 県土整備部県土強靱化担当部長（以下「県土強靱化担当部長」という。）

第四条中「県土整備部長」を「県土強靱化担当部長」に改める。

別表観光スポーツ文化部の項中「観光企画課」を「観光政策課」に改め、同表生活環境部の項中「環境指導課」を「資源循環課」に改め、同表経済産業部の項中「企業支援課」を「産業成長推進課」に改める。

（徳島県道路維持補修規程の一部改正）

第十三条 徳島県道路維持補修規程（昭和四十九年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「総合県民局長等」を「県土整備事務所長」に改める。

第二条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

第二十六条中「は握し」を「把握し」に改める。

第二十七条第一項第二号中「路側」を「及び路側」に改め、同項第三号中「側溝」を「側溝及び」に改め、同項第五号中「防護さへ、駒止め」を「防護柵、駒止め」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「、」を「、」に改める。

様式第四号中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「、」を「、」に、「網目クラック」を「網目クラック」に、「線状クラック」を「線状クラック」に、「横方向クラック」を「横方向クラック」に、「縦方向クラック」を「縦方向クラック」に、「目地のくるい」を「目地の狂い」に、「側溝埋没」を「側溝埋没」に、「33クラック」を「33クラック」に、「38クラック」を「38クラック」に、「U型側溝破損」を「U型側溝破損」に、「U型側溝ふた破損」を「U型側溝蓋破損」に、「L型側溝破損」を「L型側溝破損」に、「巻立水もれ」を「巻立水漏れ」に、「照明燈悪い」を「照明燈悪い」に、「照明灯」を「照明灯」に、「点灯していない」を「点灯していない」に、「タイムスイッチ故障」を「タイムスイッチ故障」に、「光電管スイッチ故障」を「光電管スイッチ故障」に、「ガードフェンス破損」を「ガードフェンス破損」に改める。

様式第五号中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に改める。
様式第六号中「、」を「、」に、「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「ポットホール」を「ポットホール」に、「クラック」を「クラック」に、「側溝」を「側溝」に、「つまっている」を「詰まっている」に、「なっている」を「なっている」に、「ふた」を「蓋」に、「ハ 照明燈」を「ハ 照明灯」に、「燈」を「灯」に、「フェンス」を「フェンス」に、「道路照明燈」を「道路照明灯」に、「レシフアルト（ストックフアルト）」を「レシフアルト（ストックフアルト）」に改める。

様式第七号中「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に改める。

様式第八号中「、」を「、」に、「総合県民局又は東部県土整備局」を「県土整備事務所」に、「ポットホール」を「ポットホール」に、「クラック」を「クラック」に

局」を「出先機関」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

本庁及び出先機関（県の区域外に置かれた出先機関を除く。以下この条において同じ。）に産業医を置く。

第十条第二項第一号中「部等」を「本庁」に改め、同項第二号中「東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

本庁及び政令第九条に該当する出先機関（政令第八条に該当する出先機関を除く。）に衛生委員会を置く。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 本庁にあつては本庁の総括安全衛生管理者、出先機関にあつては当該出先機関の安全衛生管理者

第十二条第二項第二号から第四号までの規定中「部等、東部各局、当該センター等又は総合県民局」を「本庁又は当該出先機関」に改め、同条第三項中「部等」を「本庁」に、「センター等」を「出先機関」に改め、同条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第十二条の二第一項中「東部各局」を「出先機関」に改め、同条第二項中「及び第五項から第七項まで」を「第四項及び第五項」に改め、後段を削る。

第十三条第一項中「総合県民局又は東部県土整備局」を「政令第八条に該当する出先機関」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 当該出先機関の安全衛生管理者

第十三条第二項第二号から第五号までの規定中「総合県民局又は東部県土整備局」を「出先機関」に改め、同条第三項中「総合県民局又は東部県土整備局」を「出先機関」に、「が別に」を「又は安全衛生管理者が別に」に改め、同条第四項中「第十二条第六項及び第七項」を「第十二条第四項及び第五項」に改める。

第十四条中「センター等」を「出先機関」に改める。

第十五条中「センター等」及び「もの」を「出先機関」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（労働基準監督機関への報告）

第三十六条 法その他労働安全衛生に関する法令の規定に基づく労働基準監督機関への報告は、本庁にあつては本庁の総括安全衛生管理者が、出先機関にあつては当該出先機関の総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者が行うものとする。

（徳島県工事検査規程の一部改正）

第十五条 徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四条第四号」を「第四条第二号」に、「総合県民局（以下「総合県民局」という。）」を「出先機関」に、「工事」を「工事（徳島県南部出納室又は徳島県西部出納室が所管するものに限る。）」に、「総合県民局の出納室長」を「出先機関を所管する徳島県南部出納室長又は徳島県西部出納室長」に改める。

第四条第一項中「課、」を「課並びに」に、「東部各局、同条第三号に規定するセン

ター等並びに同条第四号に規定する総合県民局」を「出先機関」に改める。

第五条中「若しくは総合県民局の出納室長」を「、徳島県南部出納室長若しくは徳島県西部出納室長」に改める。

(徳島県法規審議委員会規程の一部改正)

第十六条 徳島県法規審議委員会規程(平成十三年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第十三条」を「第十一条」に改める。

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第十七条 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十七条」を「第三十三条」に改める。

別表徳島県国民保護協議会の項中「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)第二号に掲げる政策監(以下「政策監」という。)」を「政策監」に改め、同表徳島県防災会議の項中「砂防防災課長 南部総合県民局地域創生防災部長 西部総合県民局地域創生観光部次長」を「砂防防災課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項中「プロジェクト担当部長 環境指導課長」を「県土整備部長 資源循環課長」に改め、同表徳島県開発審査会の項中「プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に、「環境指導課長」を「資源循環課長」に、「生産基盤課長」を「農林水産政策課長」に、「道路整備課長」を「高規格道路課長」に、「河川政策課長 河川整備課長」を「河川政策課長」に改め、同表徳島県地方港湾審議会の項中「プロジェクト担当部長」を「県土整備部長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第十八条 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表観光スポーツ文化部文化資源活用課長の項の項名を「観光スポーツ文化部文化振興課文化資源活用室長」に改め、同表観光スポーツ文化部文化資源活用課副課長の項の項名を「観光スポーツ文化部文化振興課副課長」に改める。

第四条中「当該本部」を「当該出先機関」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第一項中「徳島県東部保健福祉局」を「徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室又は徳島県保健所」に改め、「(次項において「食品衛生監視員」という。)」を削り、「同項において「環境衛生監視員」という」を「別に生活環境部安全衛生課の兼務を命ぜられた者を除く」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(徳島県美波保健所への兼務)

第十条 徳島県阿南保健所の職員のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十六条第一項の規定に基づき医療監視員を命ぜられた者(別に徳島県美波保健所の兼務を命ぜられた者を除く。)は、徳島県美波保健所の兼務を命ぜられたものとする。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改め、同項に

次の四号を加える。

- 四 徳島県立農林水産総合技術支援センター阿南農業支援センター
 - 五 徳島県立農林水産総合技術支援センター美波農業支援センター
 - 六 徳島県立農林水産総合技術支援センター美馬農業支援センター
 - 七 徳島県立農林水産総合技術支援センター三好農業支援センター
- 第十二条第二項を削り、同条を第十一条とする。

(徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正)

第十九条 徳島県副知事の担任意務に関する規程(令和五年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 副知事志田敏郎の担任意務
- イ 県政の総括に関すること。
- ロ 知事直轄組織知事戦略局(外事に関するものを除く。)、企画総務部(人事及び議会に関することに限る。)、観光スポーツ文化部(観光政策課を除く。)、こども未来部、保健福祉部(医療政策課、出羽島診療所、総合看護学校、健康寿命推進課、感染症対策課及び精神保健福祉センターを除く。)、及び農林水産部(農林水産物の販路拡大及び公益社団法人徳島県産業国際化支援機構との連携に関するものを除く。)に関すること。
- ハ 企業局に関すること。
- ニ 教育委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。
- ホ その他知事が指定する事項に関すること。
- 二 副知事上田紘嗣の担任意務
- イ 知事直轄組織知事戦略局(外事に関することに限る。)、企画総務部、観光スポーツ文化部(観光政策課に限る。)、生活環境部、保健福祉部(医療政策課、出羽島診療所、総合看護学校、健康寿命推進課、感染症対策課及び精神保健福祉センターに限る。)、経済産業部(徳島バッテリーバレイ構想に関するものを除く。)、農林水産部(農林水産物の販路拡大及び公益社団法人徳島県産業国際化支援機構との連携に関することに限る。)及び出納局に関すること。
- ロ 病院局に関すること。
- ハ 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び公安委員会との連絡調整に関すること。
- ニ その他知事が指定する事項に関すること。

(徳島県公文書管理規程の一部改正)

第二十条 徳島県公文書管理規程(令和五年徳島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「本部等」を「出先機関」に改める。

第二条第一項第一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「センター等」を「出先機関」に、「第四条第三号」を「第四条第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号及び第七号を削り、

第八号を第四号とし、第九号から第十二号までを四号ずつ繰り上げる。

第三条第二項及び第四条第三項中「本部等」を「出先機関」に改める。

第六条第二項第一号中「本部、東部各局、センター等」を「出先機関」に改め、「又は総合県民局」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 出先機関において出先機関名又は出先機関の長の名以上で発する公文書（第一号に掲げる公文書を除く。） 別に例式があるものを除き、別表第一に定める記号を付すること。

第六条第四項第二号及び第五項中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「又は出先機関」に改める。

第七条中「万代庁舎」を「本庁舎」に改める。

第二十六条第三項第三号中「企画総務部情報政策課行政DX推進室長」を「企画総務部情報政策課長」に改める。

第三章の章名中「本部等」を「出先機関」に改める。

第四十条第一項中「本部等」を「出先機関」に改め、同項第一号中「本部收受印、東部各局收受印、センター等收受印又は総合県民局收受印」を「出先機関收受印」に改め、同条第二項中「本部等」を「出先機関」に改める。

第四十一条から第四十七条までの規定中「本部等」を「出先機関」に改める。

別表第一中「本部、東部各局、センター等又は総合県民局」を「出先機関」に改め、同表徳島県東京本部の項から徳島県東部県土整備局の項までを削り、同表徳島県自治研修センターの項の次に次のように加える。

徳島県税局	税	地
徳島県阿南地域連携事務所	県	地
徳島県美波地域連携事務所	阿	地
徳島県美馬地域連携事務所	美	地
徳島県三好地域連携事務所	美	地
別表第一 徳島県立保健製薬環境センターの項の次に次のように加える。	三	地
徳島県南部環境保全室	南	保
徳島県西部環境保全室	西	保
別表第一 中徳島県徳島保健所の項から徳島県三好保健所の項までを削り、徳島県発達障がい者総合支援センターの項の次に次のように加える。	徳	保
徳島県徳島保健所	古	保
徳島県古野川保健所	野	保
徳島県阿南保健所	阿	保
徳島県美波保健所	美	保
徳島県美馬保健所	美	保
徳島県三好保健所	三	保
徳島県東部福祉事務所	東	保
徳島県南部福祉事務所	南	保
徳島県西部福祉事務所	西	保
徳島県東京本部	東	保

徳島県東海本部
徳島県関西本部

徳 東 海
徳 関 西

別表第一 中徳島県家畜防疫衛生センターの項を削り、徳島県立農林水産総合技術支援センターの項の次に次のように加える。

徳島県徳島農林事務所	徳 島	農 林
徳島県古野川農林事務所	徳 古	農 林
徳島県阿南農林事務所	徳 阿	農 林
徳島県美波農林事務所	徳 美 波	農 林
徳島県美馬農林事務所	徳 美 馬	農 林
徳島県三好農林事務所	徳 美 川	農 林

別表第一 徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項の次に次のように加える。

徳島県徳島県土整備事務所	徳 島	土 土
徳島県古野川県土整備事務所	徳 古	土 土
徳島県阿南県土整備事務所	徳 阿	土 土
徳島県美波県土整備事務所	徳 美 波	土 土
徳島県美馬県土整備事務所	徳 美 馬	土 土
徳島県三好県土整備事務所	徳 美 川	土 土
徳島県南部出納室	徳 南	出 納
徳島県西部出納室	徳 西	出 納

別表第一 徳島県南部総合県民局の項及び徳島県西部総合県民局の項を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。